

情報公開審査会答申の概要

答申第 967 号（諮問第 1643 号）

件名：特定の法人による産廃設置許可申請に係る事業計画案の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 6 月 8 日

2 原処分

令和 2 年 6 月 19 日（不開示決定）

本件行政文書は、A（以下「本件事業者」という。）が産業廃棄物処理施設を設置するに当たり、事前に愛知県に計画内容を相談するために作成し、愛知県に提出した事業計画案である。

原処分では、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 5 号（審議等情報）及び第 6 号（行政運営情報）に該当するとして、その全てを不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 27 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 12 月 8 日

5 答申

令和 3 年 6 月 28 日

6 審査会の結論

愛知県知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件事業者が産業廃棄物処理施設を設置するに当たり、事前に愛知県に計画内容を相談するために作成し、愛知県に提出した事業計画案である。

実施機関は、本件行政文書の全部を条例第 7 条第 5 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

ア 条例第 7 条第 5 号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に直接使用された情報をいう。

さらに、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じされるおそれがある場合をいい、適正な意思決定を行うことそのものを保護するものではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

この考え方にに基づき、同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書の内容は、産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を実施する前の事前の相談の段階のものであって、数値等は確定したのではなく、今後大幅な修正がある可能性があり、また、正式な申請書類として提出されたものではないため、相談を進めていく上で、計画内容の変更や中止があることは十分に考え得るとのことである。

そして、検討がまだ十分でない情報が少しでも公になると、未成熟な計画や数値などの情報が確定的情報としてひとり歩きし、県民に無用な混乱を生じさせるおそれがあるとのことである。

ウ 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、産業廃棄物処理施設設置許可申請においては、まず、生活環境影響調査、生活環境に影響を及ぼすおそれがある関係地域の設定、説明会の開催の届出、事業計画の内容を住民に周知させるための説明会、説明会の開催状況報告といった手続を事前に経た上で、許可申請を行う必要があるが、本件行政文書は、許可申請に当たり行う必要があるこれらの事前手続の前の相談段階の文書であり、数値等の変更に伴い、そもそも生活環境影響調査の内容、住民説明会の対象となる関係地域などについて、今後大幅な修正がなされる可能性があるとのことである。

また、事業計画の内容については、法令の規定により、許可申請前に関係地域において説明会を開催し周知させることになっており、また、許可申請後においても、当該許可申請の内容の告示・縦覧や、利害関係者等の意見の提出の機会があるなど、住民が事業計画の内容を知り、意見を提出

するための手続については別途確保されているとのことである。

エ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、本件事業者が許可申請に当たり行う必要がある事前手続の前の相談段階で県に提出したものであり、県の内部における検討において使用された文書であることが認められる。また、その内容についても記載すべき事項について記載がない部分や計画案の中で記載内容に不整合な部分もあり、数値等の記載内容に未確定な要素が多く、未成熟な検討段階のものであると認められる。

さらに、前記ウにおいて述べたとおり、事業計画については、住民が事業計画の内容を知り、意見を提出するための手続が別途確保されている一方で、このように、検討がまだ十分でない情報が少しでも公になると、未成熟な計画や数値などの情報が確定的情報としてひとり歩きし、県民の誤解や憶測を招くおそれがあると認められる。

よって、本件行政文書を公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、本件行政文書は、全体として条例第 7 条第 5 号に該当する。

カ なお、本件行政文書は、条例第 7 条第 5 号に該当することから、同条第 6 号該当性について論じるまでもなく、不開示情報に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。